

○野々市市いじめ防止条例（案）

令和 年 月 日

条例第 号

（目的）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念及び基本となる事項等を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） いじめ 法第2条第1項に規定するいじめをいう。
- （2） いじめの防止等 法第1条に規定するいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。
- （3） 学校 野々市市立学校設置条例（昭和44年野々市町条例第24号）別表第1及び別表第2に掲げる学校をいう。
- （4） 児童生徒 前項に規定する学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- （5） 保護者 法第6条第2項に規定する保護者をいう。
- （6） 市民等 市内に居住する者及び市内に通勤、通学等をする個人並びに市内において活動を行う法人その他の団体をいう。
- （7） 関係機関等 前各号に掲げるもののほか、児童生徒のいじめの問題の対応に係る機関及び団体をいう。

（基本理念）

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

2 いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、いじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。

3 いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関等の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念に基づき、いじめの防止等のための施策を策定し、及び実施するものとする。

（教育委員会の責務）

第5条 野々市市教育委員会（以下「教育委員会」）は、基本理念に基づき、学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずるものとする。

（学校及び学校の教職員の責務）

第6条 学校及び学校の教職員は、基本理念に基づき、教育委員会、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、市民等及び関係機関等と連携を図りながら、いじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処するものとする。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであり、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関等に相談するよう努めるものとする。

3 保護者は、市、教育委員会及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

(市民等の責務)

第8条 市民等は、基本理念に基づき、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。

2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関等に情報を提供するように努めるものとする。

3 市民等は、市、教育委員会、学校又は関係機関等が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

4 市民等及び関係機関等は、いじめに関する情報提供に関係したときは、その際に知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(児童生徒の心構え)

第9条 児童生徒は、自らを大切にするとともに、互いに思いやり、及び支え合うよう努めるものとする。

2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき又は他の児童生徒がいじめを受け、若しくは受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関等に相談するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第10条 市は、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(いじめ防止基本方針)

第11条 市及び教育委員会(以下「市等」という。)は、法第12条の規定により、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「市いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

2 市等は、児童生徒を取り巻く社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて市いじめ防止基本方針の見直しを行い、変更するものとする。

- 3 市等は、市いじめ防止基本方針を策定したとき又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(学校いじめ防止基本方針)

第12条 学校は、法第13条の規定により、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針(以下「学校いじめ防止基本方針」という。)を定めるものとする。

- 2 学校は、市いじめ防止基本方針を参酌し、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直しを行い、変更するものとする。
- 3 学校は、学校いじめ防止基本方針を策定したとき又は変更したときは、速やかにこれを公表するとともに、保護者及び市民等の理解及び協力が得られるよう努めるものとする。

(生徒指導連絡協議会)

第13条 市等は、法第14条第1項の規定により、関係機関等の連携を図るため、野々市市生徒指導連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(いじめ問題対策委員会)

第14条 教育委員会は、法第14条第3項の規定により、協議会との円滑な連携の下に、市いじめ防止基本方針に基づく市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、野々市市いじめ問題対策委員会(以下「対策委員会」という。)を置く。

- 2 前項に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(いじめの防止のための措置)

第15条 教育委員会及び学校は、当該学校に在籍する児童生徒の豊かな情操及び道德心を培い、心の通う対人交流の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道德教育及び体験活動等の充実を図るものとする。

- 2 教育委員会及び学校は、当該学校に在籍する児童生徒の保護者、市民等及び関係機関等と連携を図りながら、いじめの防止に資する当該児童生徒の自主的な企画及び運営による活動に対する支援、当該児童生徒及びその保護者並びに教職員に対するいじめの防止に関する理解の促進その他必要な措置を講ずるものとする。

(いじめの早期発見のための措置)

第16条 教育委員会及び学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市等は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 教育委員会及び学校は、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制を整備するものとする。
- 4 教育委員会及び学校は、相談体制を整備するに当たっては、保護者、市民等及び関係機関等との連携の下、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

(インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策)

第17条 教育委員会及び学校は、当該学校に在籍する児童生徒及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネット等を通じて送信される情報の特性を

踏まえ、インターネット等を通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 教育委員会は、児童生徒がインターネット等を通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関等との連携を図るものとする。
- 3 教育委員会は、インターネット等を通じて行われるいじめについて、情報化の進展状況を勘案し、学校、児童生徒及びその保護者に対し、最新の情報を提供する等必要な措置を講ずるものとする。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第 18 条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第 22 条の規定により、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

(いじめに対する措置)

- 第 19 条 学校の教職員、教育委員会の職員その他の児童生徒からの相談に応じる者及び児童生徒の保護者は、児童生徒からいじめに係る相談を受けたとき又はいじめの事実があると思われるときは、当該児童生徒が在籍する学校への通報その他の適切な措置を講ずるものとする。
- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童生徒に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を教育委員会に報告しなければならない。
 - 3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
 - 4 教育委員会は、第 2 項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、当該学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

(重大事態への対処)

第 20 条 学校は、法第 28 条に定める重大事態が発生したときは、教育委員会を通じて、その旨を市長に報告しなければならない。

- 2 教育委員会又は学校は、前項の重大事態に迅速に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、教育委員会が調査を行う場合にあっては対策委員会において、学校が調査を行う場合にあっては第 18 条の規定により設置された組織において当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。
- 3 前項の規定による調査が行われたときは、その結果を、教育委員会が行った場合にあっては市長に、学校が行った場合にあっては教育委員会を通じて市長に報告しなければならない。
- 4 教育委員会又は学校は、第 2 項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他必要な情報を適切かつ迅速に提供するものとする。
- 5 教育委員会は、第 2 項の規定による調査の結果を踏まえ、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(市長等による対処)

第 21 条 市長は、前条第 3 項の規定による報告を受けた場合において、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要があると認めるときは、前条第 2 項の規定による調査の結果について、附属機関を設けて再調査を行うことができる。

2 市長は、前項の規定による再調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

3 市長及び教育委員会は、第 1 項の規定による再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該再調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の取扱い)

第 22 条 いじめに関する相談、調査等に関係した者は、正当な理由がなく、相談、調査等に際し知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。